

【三重大学法律経済学会入会のご案内：新入生の皆さんへ】

皆様、合格おめでとうございます。

三重大学人文学部法律経済学科には、学生の皆さんや教員たちの研究活動、並びにその成果の発信を行う「法律経済学会」が設置されています。学会は、普通会员（人文学部法律経済学科の教員）、学生会員（人文学部法律経済学科の学生と大学院人文社会科学専攻の学生）、特別会員、および賛助会員によって組織されています（次頁記載の会則を参照）。

本学会では毎年、機関誌『法経論叢』および学生機関誌『学生論集』を発行するほか、学術講演会の開催、他大学との研究交流事業などを行っています。とくに『学生論集』は、主に3年次に履修する専門演習（ゼミ）活動の一環として執筆した論文を掲載するもので、その企画・編集は学生の皆さんが自主的に行っており、本学科の学生間の学術活動・交流の場ともなっています。

ほかにも、学外の有識者をお招きした学術講演会の開催や、研究に必要な文献収集などの活動は、学生の皆さんが専門研究を深め、卒業論文や修士論文を作成していくにあたって不可欠であり、法律経済学科の学生および大学院社会科学専攻の学生には全員入会していただいております。

学生会員の会費は、在学4年間で合計1万円（3年次編入学生および大学院生は在学2年間で合計5千円）となります。以下の要領で、3月末日までに必ず振込納入くださいますよう、宜しくお願いいたします。お支払いはATMやネットバンキングからのお振込で差し支えございません。ただし、必ず学生ご本人のお名前でお振込みください。

なお、講義開始後に、振込の確認を行う機会を設けることがございますので、その際には振込の領収書または控えの持参をお願いいたします。万一未納の場合は、この日に会費を納入いただくことになりますので、現金のご用意をお願いいたします。

（※大学院生は、4月上旬の入学ガイダンス時に確認させていただきます。）

振込先・振込金額

- ・ 振込金額 ¥10,000（4年間分*1）
 *1）3年次編入学生および大学院生は¥5,000（2年間分）
- ・ 振込先銀行名 三十三銀行 三重大学前支店
- ・ 口座番号 （普通）71670
- ・ 口座名義人 三重大学法律経済学会 豊福裕二
 （ミエダイガクホウリツケイザイガツカイ トヨフクユウジ）
- ・ 振込人 学生ご本人の氏名

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町^{くりままちやちよう}1577 （059）232-1211(代)
三重大学法律経済学会

三重大学法律経済学会 会則

- 第一条 本会は、三重大学法律経済学会と称する。
本会の事務所は、三重大学人文学部法律経済学科 に置く。
- 第二条 本会は、法律、政治、経済、経営、その他隣接諸科学に関する諸問題を調査研究することを目的とする。
- 第三条 前条の目的を達成するため、本会は次の業務を行う。
- 一 機関誌等の発行
 - 二 講演会・研究会等の開催
 - 三 他大学・学会及び他の調査研究機関との交流
 - 四 その他評議委員会において適当と認めた業務
- 第四条 本会は、次の会員をもって組織する。
- 一 普通会员
三重大学人文学部法律経済学科の教員
 - 二 学生会員
三重大学人文学部法律経済学科及び同大学院人文社会科学研究科社会科学専攻の学生
 - 三 特別会員
普通会员以外の三重大学の現職または元教員及び三重大学人文学部法律経済学科の卒業生並びに同大学院人文社会科学研究科社会科学専攻の修了生で、評議員会の承認した者
 - 四 賛助会員
本会の主旨に賛同する者で、評議員会の承認した個人または団体
- 第五条 本会の業務を遂行するために次の役員を置く。
- 一 会長 一名
会長は、本会を代表して、会務を統括する。任期は一年とする。
 - 二 評議員
評議員は、評議員会を構成し、本会の重要事項を決定する。
評議員は、普通会员をもってあてる。
 - 三 運営委員 四名
運営委員は、本会の運営及び機関誌の編集にあたる。
任期は二年とし、評議員の互選による。
運営委員の互選により運営委員長を選出する。
 - 四 学生論集編集委員 若干名
学生論集編集委員は、学生論集の編集にあたる。
学生論集編集委員は、学生会員の推薦により、学生会員の中から選出する。
 - 五 監事 二名
監事は、本会の会計を監査する。
任期は一年とし、普通会员の互選による。
- 第六条 会費は次のとおりとする。
- 一 普通会员 年額五, 〇〇〇円
 - 二 学生会員 年額二, 五〇〇円
 - 三 特別会員 年額五, 〇〇〇円
 - 四 賛助会員 個人会費 年額一〇, 〇〇〇円
団体会費 年額一〇一〇, 〇〇〇円
- 学生会員は、在学期間中の全会費を入学時に一時に納めるものとする。
- 第七条 会員は、機関誌の配布を受け、学会主催の講演会・研究会等に出席することができるほか、調査研究活動を行うに必要な便宜を与えられる。
- 第八条 業務及び会計の年次報告のため、総会を毎年一回開かなければならない。
- 第九条 総会は、本会則の細則を定めることができる。
本会則の改正は、総会の決議による。

会則に関する申し合わせ（一九九四年三月九日 評議員会決定）

*会長についての細則

会長は、法律経済学科長をもってあてる

附則

本会則は、一九八三年四月一日から施行する。

附則

本会則は、一九八八年十二月七日から施行する。

附則

本会則は、一九九二年四月一日から施行する。

附則

本会則は、一九九四年四月一日から施行する。

附則

本会則は、一九九八年二月四日から施行する。

附則

本会則は、一九九九年七月十四日から施行する。

附則

本会則は、二〇〇五年二月九日から施行する。

附則

本会則は、二〇〇八年四月一日から施行する。

附則

本会則は、二〇二三年六月十四日から施行する。